

【第三編】

土木部発注工事における「完全週休2日モデル工事」試行要領 (土木工事、港湾漁港工事編)

1 趣旨

本要領は、福島県土木部が試行する「完全週休2日モデル工事」の実施にあたり、必要な事項を定めたものである。

2 用語の定義

(1) 完全週休2日

対象期間中の各週において、土日の現場閉所を原則とし、かつ対象期間内で4週8休（現場閉所率28.5%）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自らが土日以外（祝日など）にも現場閉所することは可能とする。

また、事前の指示・協議により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、やむを得ないと認められる場合は土日に代わる現場閉所日を設定できるものとする。

(2) 対象期間

着工日から竣工日までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間などは含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

現場閉所には、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日も含むものとする。

(4) 休工対象

対象期間中の各週における「土曜日・日曜日」とする。

事前の指示・協議により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、やむを得ないと認められる場合は土日に代わる現場閉所日を設定できるものとする。

また、「災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合」「異常気象等による安全パトロール」、「休むべき日に現場見学会等、現場を公開する場合」などが想定されるが、現場閉所日としてカウントするかは、受発注者間の協議により決定するものとし、臨機に対応すること。

(5) 4週8休以上

(ア)土木工事の場合

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めことができる。

(イ)港湾漁港工事の場合

工事着手日以降、最初の土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日（完成届日）まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。

(6) 発注者指定型

発注者が完全週休2日に取り組むことを指定する方式

3 対象工事

災害復旧工事や社会的要請などの理由から完全週休 2 日の実施が困難な工事等を除く全ての工事を試行の対象とする。

なお、災害復旧工事等の本試行対象外工事であっても、受注者が完全週休 2 日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で試行の対象とすることが出来る。

4 工事費の補正

(1) 各経費の補正

完全週休 2 日の実施による工事費については、各経費に補正係数を乗じるものとする。

(2) 市場単価

週休 2 日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。

(3) 標準単価

「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用する。

5 発注者指定型

発注者指定型は、すべての工種を対象とする。

6 受注者の取組内容

(1) 週休 2 日に取り組む受注者（以下「受注者」という）は、施工計画書に以下の条件を満たす工程を立てた工程表を添付し発注者に提出する。

(ア)対象期間中、工事現場において週休 2 日相当の休日確保し、工程表に現場閉所日を明記する。

(イ)工程表で定めた現場閉所日においては下請企業を含む工事現場の全労働者を休日又は休暇とする。

(2) 受注者は対象期間中、工事現場に試行工事であることを記載した掲示板を設置する。

(3) 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で現場閉所日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。

(4) 受注者は毎月の現場工程会議において、実施工程表に休日取得状況（現場閉所実績）を記入し、発注者の確認を受ける。

(5) 受注者は出来形数量の提出時等や竣工書類の提出までに、工事現場の労働者（下請企業を含む）の休日取得状況（現場閉所実績）について、次に掲げる書類を提出し、週休 2 日の達成状況を工事打合せ簿で報告する。

(ア) 工事現場の労働者の勤務の状況がわかる書類（出勤簿、工事日誌、および、CCUS の週休 2 日達成状況の資料等）

(6) 受注者は週休 2 日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

(7) 受注者は試行工事の検証を行うため、アンケートに協力するものとし、「完全週休 2 日モデル工事調査表」（様式 4）を竣工後 2 週間以内に監督員へ提出する。

7 発注者の取組内容

(1) 発注者は受注者に対して完全週休 2 日確保の取組みに支障が出ないよう、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するようワンデーレスポンスを徹底するなど、工程調整等に配慮し、工程（工期）の変更等について柔軟に対応する。

(2) 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示を行ってはならない（ウィークリースタンスの推進）。

- (3) 発注者による現場閉所の状況の確認は月1回程度を目安とし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。
- (4) 発注者は試行工事竣工後3週間以内に「完全週休2日モデル工事調査表」(様式4)及び「週休2日等工事調査表」(様式2)を技術管理課へ提出する。

8 事務手続きについて

(1) 積算関係

当初積算時に、「4週8休以上」を確保する場合の補正を計上する。

(2) 設計変更

発注者は受注者の週休2日について、施工中の現場閉所率の状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件へ変更契約する。

4週8休相当を確保できなかった場合は当初積算時の補正を減額する。

(3) 入札事務手続き関係

週休2日等工事の対象工事である旨等の明示を入札公告および特記仕様書等に記載するものとする。

9 工事成績評定について

福島県請負工事成績評定要綱に基づくものとする。

10 実施証明書

発注者は、完全週休2日モデル工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、表2に基づき、福島県工事実施証明書発行事務運用基準に定める実施証明書を発行するものとする。

11 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

12 附則

この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。